

つくば市国民保護計画

平成 31 年 (2019 年) 1 月

つくば市

この計画に使われている主な用語の定義等は次のとおりです。

1 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。（資料編参照）
指定地方公共機関	市の区域において、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。（資料編参照）
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令 (令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立 並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
県国民保護対策本部	茨城県国民保護対策本部(本部長:知事)
市国民保護対策本部	つくば市国民保護対策本部(本部長:市長)
市国民保護協議会	つくば市国民保護協議会(会長:市長)
市地域防災計画	つくば市地域防災計画

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市地域防災計画との関連	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続き	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
1 位置	7
2 地形、地質	8
3 気候	11
4 人口分布	12
5 道路位置等	13
6 自衛隊施設	14
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	15
第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	16
第1 市における組織・体制の整備	16
1 市の各部課室における平素の業務	16
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連絡体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 県との連絡	22
3 近隣市町村との連絡	23

4 指定公共機関との連携	23
5 ボランティア団体等に対する支援	24
第3 通信の確保	25
第4 情報収集・提供等の体制整備	25
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5 研修及び訓練	31
1 研修	31
2 訓練	31
第2章 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1 避難に関する基本的事項	33
2 避難実施要領のパターンの作成	34
3 救援に関する基本的事項	34
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5 避難施設の指定への協力	35
6 生活関連等施設の把握等	35
第3章 物質及び資材の備蓄、整備	37
1 市における備蓄	37
2 市が管理する施設・設備の整備及び点検等	37
第4章 国民保護に関する啓発	39
1 国民保護措置に関する啓発	39
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編 武力攻撃事態等への対処	40
第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置	40
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	40
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章 市国民保護対策本部の設置等	43
1 市国民保護対策本部の設置	43
2 通信の確保	48

第3章 関係機関相互の連携	49
1 国・県の対策本部との連携	49
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等	49
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	50
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	50
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	51
6 市の行う応援等	51
7 ボランティア団体等に対する支援等	51
8 住民への協力要請	52
第4章 警報及び避難の指示	53
第1 警報の伝達等	53
1 警報の内容の伝達等	53
2 警報の内容の伝達方法	54
3 緊急通報の伝達及び通知	54
第2 避難住民の誘導等	55
1 避難の指示の通知・伝達	55
2 避難実施要領の策定	56
3 避難住民の誘導	58
第5章 救援	63
1 救援の実施	63
2 関係機関との連携	63
3 救援の内容	64
第6章 安否情報の収集・提供	65
1 安否情報の収集	66
2 県に対する報告	66
3 安否情報の照会に対する回答	66
4 日本赤十字社に対する協力	67
第7章 武力攻撃災害への対処	68
第1 武力攻撃災害への対処	68
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2 武力攻撃災害の兆候の通報	68
第2 応急措置等	69

1 退避の指示	69
2 警戒区域の設定	70
3 応急公用負担等	71
4 消防に関する措置等	72
第3 生活関連等施設における災害への対処等	74
1 生活関連等施設の安全確保	74
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	74
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	75
第4 NBC 攻撃による災害への対処等	75
第8章 被災情報の収集及び報告	78
第9章 保健衛生の確保その他の措置	79
1 保健衛生の確保	79
2 廃棄物の処理	80
第10章 国民生活の安定に関する措置	81
1 生活関連物質等の価格安定	81
2 避難住民等の生活安定等	81
3 生活基盤等の確保	81
第11章 特殊標章等の交付及び管理	82
 第4編 復旧等	 83
第1章 応急の復旧	83
1 基本的考え方	83
2 公共的施設の応急の復旧	83
第2章 武力攻撃災害の復旧	84
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2 損失補償及び損害補償	85
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
 第5編 緊急対処事態への対処	 86
1 緊急対処事態	86
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

つくば市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、つくば市の責務を明らかにするとともに、つくば市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1)市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら市民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2)市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3)市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- ・第 1 編 総論
- ・第 2 編 平素からの備えや予防
- ・第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- ・第 4 編 復旧等
- ・第 5 編 緊急対処事態への対処
- ・資料編

3 市地域防災計画との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「市地域防災計画」の定めるところによる。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1)市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2)市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

つくば市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めたときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするように努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

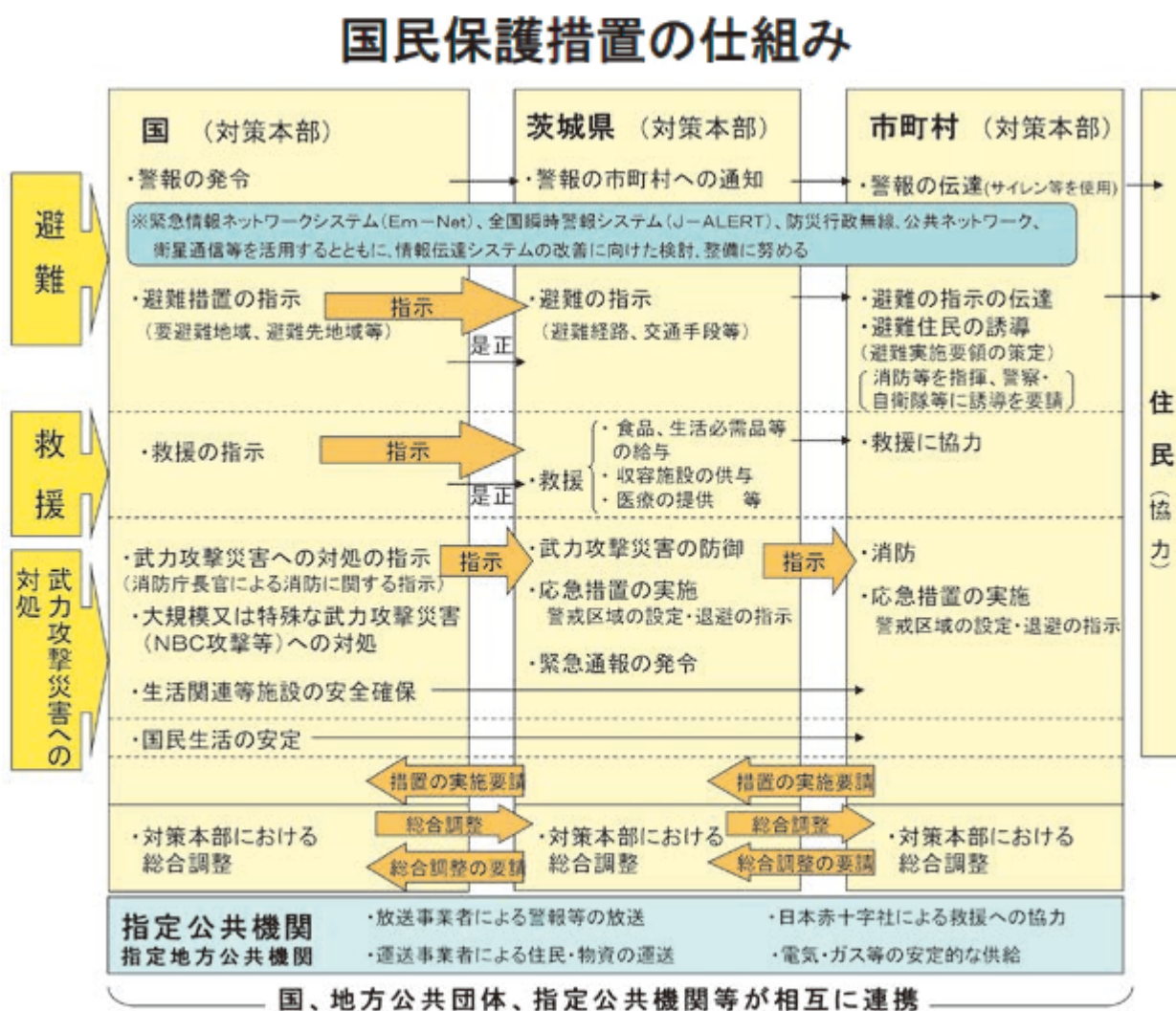
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

つくば市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法におけるつくば市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



○事務又は業務の大綱

<市>

機関の名称	事務又は業務の大綱
つくば市	1 つくば市国民保護計画の作成 2 つくば市国民保護協議会の設置、運営 3 つくば市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

<県>

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	1 茨城県国民保護計画の作成 2 茨城県国民保護協議会の設置、運営 3 茨城県国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、警戒区の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先(資料編)

第4章 市の地理的、社会的特徴

つくば市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当り考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は、茨城県の南西部に位置し、首都東京へは南西に約 50km、成田国際空港(千葉県成田市)へは南東に約 40km、県庁所在地水戸市へは北東に約 50km の距離にある。



(緯度、経度)

東 端	東 経	140° 10' 23"
西 端	東 経	139° 59' 44"
南 端	北 緯	35° 56' 51"
北 端	北 緯	36° 14' 12"

(隣接市)

東	土浦市
西	常総市
南	牛久市、つくばみらい市
北	下妻市、桜川市、筑西市、石岡市

(面積、ひろがり及び標高概況)

面積	ひろがり		標 高	
	東 西	南 北	最 高	最 低
283.72k m ²	14.9km	30.4km	877m	16m

2 地形、地質

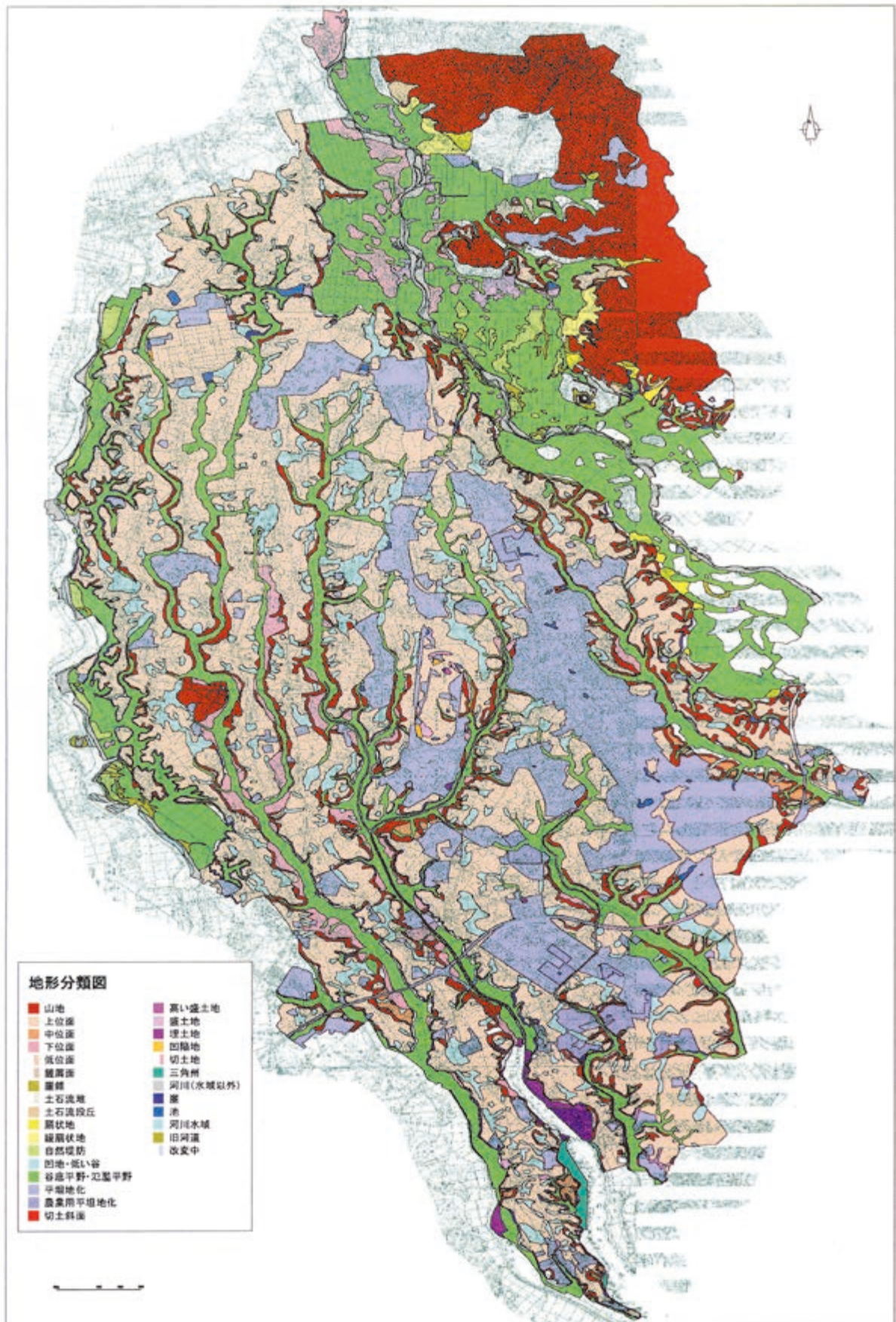
本市の自然地形は、山地、山麓堆積地形、台地・段丘、低地に大分される。

山地は市の北東端に見られ、末端部が山麓堆積地形となる。台地・段丘は市の大半を占め、この台地・段丘を下刻して河川が流下する。主な河川は、市の中央部を北から南東方向に流れる桜川と市の西端の市界に沿って流れる小貝川、市の中央部を南北に流れる谷田川、稲荷川などがある。また、市の南端には牛久沼がある。これらの河川や沼に沿って低地が分布している。

なお、人工地形は、台地・低地を中心に広範に分布している。

区 分	あ ら ま し
山 地	市の北東端は筑波山・加波山山地に相当し、最高峰は女体山 877mで、これが本市の最高地となる。筑波山は関東平野に突き出た独立峰であり、山頂付近は勾配 35° 以上の急傾斜をなすが、山麓は比較的なだらかとなる。 なお、山地内には古い地すべり地形が見られる。
山麓堆積地形	上記の山地から台地・低地に、又は山地から直接低地に移行する部分(いわゆる山麓地)に崩落や流水により堆積・形成された地形面である。 本市で見られるものは、麓屑面(表土などの移動堆積)、崖錐(岩屑の崩落堆積)、土石流堆(古い土石流による岩塊・泥土の堆積)、土石流段丘(土石流堆の浸食地形)である。上大島、沼田、臼井、平沢付近の比較的規模の大きい麓屑面を除けば規模は小さく分布は少ない。
台地・段丘	筑波稲敷台地が市のほぼ全域に分布しており、成立過程の古いものから新しいものの順に、上位・中位・下位・低位の4つの平坦な段丘に分けられる。 上位面の標高分布は40～27mである。この面には多くの人工改変地が広がっており、筑波大学などもこの面にある。中位面は上位面より一段低く、その標高分布は 25～20mとなっている。下位面は標高分布が 22～18mで低地との比高は2～3mである。これらの上位～下位面には関東ロームが堆積しており、主に畑や宅地・研究施設等となっている。 低位面は低地との比高が 0.5～1.0m、関東ローム層が見られず、主に水田・畑や宅地として利用されている。
凹地・浅い谷	上位段丘面には、比較的新しく開析された凹地や浅い谷が分布している。これらの凹地や浅い谷は、主として畑地に利用されているが、宅地に利用されているところもある。
低 地	低地には、谷底平野・氾濫平野・三角州と旧河道があり、低地内の微高地として扇状地、緩扇状地、自然堤防などがある。 谷底平野・氾濫平野・三角州は、桜川、小貝川、谷田川などの河川沿いに、三角州は、牛久沼沿いに広がり、主に水田として利用されているが、一部宅地にも利用されている。 自然堤防や旧河道は、桜川沿いでは君島や北太田付近に見られ、小貝川沿いでは安食から吉沼にかけてと、上郷、高良田付近に見られる。
人工改変地	大規模な造成工事等を伴って形成された切土地、盛土地などである。上位段丘面では、段丘面上にある起伏を切り盛りした平坦地化があり、宅地や研究所、農地等に利用されている。谷底平野では谷を埋めた宅地造成地等が見られる。また、道路敷設に伴う盛土や切土造成が行われている。

【市の地形分類図】



3 気候

本市は、太平洋側に位置しており、年間平均気温は 14.9° と温暖であり、年間平均降水量は 1407.0mmである(2016～2017 年の準平年値、気象庁)。また、冬季における降雪は2～3回程度で生活にはほとんど影響を及ぼすことはない。1日の気温の差を表す最高気温と最低気温の差は冬季で大きい。これは、日差しのある日中と放射冷却によって気温が下がる夜間での気温の差を示しているものと考えられる。

このような条件のため、台地の畑地の多い地域では、晴れた冬の朝には放射冷却による気温の逆転現象(地表の気温が上空の気温よりも低くなる現象)が起こり、牛久沼や谷田川の水面から濃い霧が発生する。

また、冬季には「筑波おろし」とも呼ばれる北西から西北西の冷たい季節風が吹き空気が乾燥する。

<表 気象状況>

※消防本部に設置されている気象観測装置で観測したものを月別に集計したもの
(平成29年4月～平成30年3月)

月別	平均 風向	風速 (m / s)		気温 (° C)			湿度 (%)			雨量 (mm)	
		瞬間最大	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	日最大	総雨量
4月	東	22.6	2.8	16.5	3.0	13.6	99.1	17.7	73.0	32.0	92.0
5月	東	16.6	2.4	20.0	8.4	19.2	98.6	25.2	78.4	25.5	48.0
6月	東	20.3	2.5	17.8	13.5	21.2	98.6	25.2	79.2	14.0	46.5
7月	東	15.6	2.5	26.3	20.6	27.0	98.8	31.6	83.7	62.5	86.5
8月	東	15.7	2.2	32.5	18.8	25.5	98.8	42.5	89.8	36.5	88.5
9月	東	27.2	2.2	30.3	15.2	22.3	99.1	38.6	84.3	33.0	120.5
10月	東	23.6	2.3	35.2	7.1	16.2	99.1	34.9	87.8	104.5	355.0
11月	西北西	19.4	1.8	35.5	-0.5	10.2	99.4	31.6	80.7	25.0	36.5
12月	北西	18.5	2.2	33.5	-4.3	5.0	99.4	24.1	71.7	7.0	9.5
1月	西北西	19.5	2.4	14.8	-5.5	3.1	99.4	20.0	67.7	5.0	21.0
2月	東北東	20.2	2.2	13.6	-4.3	4.0	99.1	18.0	67.0	1.0	7.0
3月	東北東	22.1	2.5	25.2	-0.2	10.5	99.4	18.3	75.5	9.0	148.0
										年間総雨量	1,059.0

<表 気象通報発表状況>

※水戸地方気象台から発表された通報種別を月別に集計したもの

(平成29年4月～平成30年3月)

種 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
暴 風 警 報							3						3
大 雨 警 報				1	2	1	4						8
洪 水 警 報				3	2		6						11
大 雪 警 報										1			1
暴 風 雨 警 報													
強 風 注 意 報			2		1	5	10	5	10	23	8	11	75
大 雨 注 意 報		1	6	13	8	6	6					4	44
洪 水 注 意 報		1	6	4	1	6	9						27
大 雪 注 意 報										2	3		5
低 温 注 意 報									13	34	11		58
乾 燥 注 意 報									20	35	19	5	79
濃 霧 注 意 報		16	16	28	27	10	7	13	6	9	3	9	144
霜 注 意 報							5	25	2		1	2	35
雷 注 意 報		4	17	46	31	23	11	3	3	2	1	8	149
着 氷 雪 注 意 報										1	1		2
風 雪 注 意 報													
計		22	47	95	72	51	61	46	54	107	47	39	641

4 人口分布

本市の総人口は、国立の研究・教育機関の移転が進んだ昭和 50 年から昭和 55 年にかけて急増し 10 万人台に達し、その後の都市化の進展により増加を続け現在に至っている。

1世帯当たり人員は、昭和 50 年代前半に4人を、また平成4年に3人をそれぞれ切り、以後減り続け、核家族化の傾向を強め、平成 29 年9月では2.32人となっている。

なお、近年の新たな傾向として、研究者とその家族を主体とする外国人居住者(外国人登録者数)が平成 29 年9月1日現在、約 8,684 人と、全人口のおよそ4%を占めることが上げられる。

国籍別にみると、中国が 2,916 人と最も多く、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンと続く。

<行政区別人口>

行政区別人口は、以下のとおりである。

平成 30 年 12 月 1 日現在(住民基本台帳人口)

行政区名	人口(人)			世帯数(戸)
	男	女	計	
大穂地区	9,913	10,059	19,972	8,163
豊里地区	8,178	8,034	16,212	5,820
谷田部地区	53,446	51,433	104,879	47,480
桜地区	28,734	27,534	56,268	28,142
筑波地区	8,394	8,817	17,211	5,981
荃崎地区	11,397	11,809	23,206	9,391
総合計	120,062	117,686	237,748	104,977

<昼間人口と夜間人口>

つくば市の昼間人口は、他市町村からの流入の顕著な増加により、平成2年に夜間人口を上回り、以降年々増加し、平成17年には昼夜間人口比率が110に迫っている。

年	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率
平成2年	168,601	167,998	100.4
平成7年	188,988	182,322	103.7
平成12年	208,061	191,818	108.5
平成17年	218,486	200,527	109
平成22年	233,183	214,590	108.7
平成27年	244,164	226,963	107.6

資料:統計つくば(国勢調査結果報告書)

5 道路の位置等

①道路

本市の基幹道路網は、まず、自動車専用道路として、市南部をほぼ東西に常磐自動車道(市域内延長13.0km)が走り、谷田部と桜土浦の2つのインターチェンジがある。また、首都圏中央連絡自動車道も、つくば牛久とつくば中央の2つのインターチェンジがある。

これに、広域的な幹線道路として、市南端部(荃崎地区)に国道6号(バイパスの一部が開通)、市北部を横断する国道125号、市の中央部を縦断する国道408号、そして常磐自動車道とほぼ並行する国道354号の4本の国道がある。この他、学園東大通り、土浦学園線、県道つくば真岡線などの幹線道路が都市の骨格を形成している。

②鉄道

平成 17 年に開業した「つくばエクスプレス」は、つくばと秋葉原を最速 45 分で結ぶ高速鉄道であり、平成 29 年度の1日あたりの平均輸送人員は、当初予想を上回る 37 万人を達した。4 駅（つくば、研究学園、万博記念公園、みどりの）においても、年々利用者が増加している。

区 分	あ ら ま し
延 長	つくば～秋葉原間 58.3km(うち市内 12.1 km)
電 車	ワンマン運転・6両編成・設計最高速度 130 km/h
そ の 他	完全立体交差(踏み切りなし)、ホーム可動柵

③バス

路線バスは、JR常磐線牛久駅、ひたち野うしく駅、荒川沖駅、土浦駅と市内を結ぶ路線のほか、市内を巡回する「つくバス」がある。

高速バスは、つくばバスセンターから東京駅や羽田空港、成田空港、茨城空港に行く便や京都、大阪へ行く夜行高速バスなどが運行されている。

6 自衛隊施設

施 設 名	主要部隊等	所 在 地
陸上自衛隊古河駐屯地	第1施設団・関東補給処古河支所	古河市上辺見1195

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

つくば市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃攻撃及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている事態を想定とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

つくば市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

【市の各部局における主要業務】

部 名	平 素 の 業 務
市長公室 政策イノベーション部 監査委員事務局	・国民保護に関する業務の総括に関すること ・各部局間の調整に関すること ・市国民保護協議会に関すること ・国民保護に関する関係機関との連絡調整に関すること ・通信体制の調整(他部に属するものを除く)に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資の備蓄等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること(消防長交付者除く) ・市民への情報の提供に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること
総務部 選挙管理委員会事務局	・職員の人事に関すること ・職員の研修に関すること ・訴訟事務処理の調整に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること
財務部 会計事務局	・予算措置に関すること ・市有財産の管理に関すること ・市有車両の管理に関すること ・市税の賦課徴収に関すること ・物品の調達に関すること

市民部	・戸籍、住民基本台帳、外国人登録に関する事 ・地域コミュニティーの推進に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・所管施設の管理運営に関する事 ・外国人の受け入れ体制に関する事
生活環境部	・廃棄物の処理に関する事 ・遺体の収容、埋葬、火葬に関する事 ・上水道の安定供給に関する事 ・下水道機能の確保に関する事
保健福祉部	・高齢者、障害者等要支援者への支援体制の整備に関する事 ・医療体制の整備に関する事 ・防疫体制の整備に関する事 ・遺体の収容に関する事 ・所管施設の管理運営に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事
こども部	・所管施設の管理運営に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事
経済部 農業委員会 事務局	・食料の安定供給に関する事 ・家畜の防疫に関する事 ・雇用に関する事
都市計画部	・鉄道等の輸送施設に関する事
建設部	・道路等の輸送施設に関する事 ・住宅の整備に関する事 ・土木資材の調達に関する事 ・市道の交通規制に関する事
消防本部	・消防団との連絡調整に関する事 ・生活関連等施設(ガス施設等)、危険物(火薬等)の安全確保に関する事 ・住民の避難誘導に関する事(消防団) ・武力攻撃への対処に関する事(救急・救助を含む) ・特殊標章等の交付等に関する事(市長交付者を除く)
教育局	・学校施設の管理に関する事 ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事
議会事務局	・議会との連絡調整に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 体制及び参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①連絡配備体制	国民保護担当職員が参集する。
②緊急事態連絡体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4)幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5)幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代行職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代行職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代行職員】

名 称		代行職員 (第 1 順位)	代行職員 (第 2 順位)	代行職員 (第 3 順位)	代行職員 (第 4 順位)
国民保護対策 本部長	市長	副市長 (国民保護主管 部担当)	副市長 (国民保護主管 部担当を除く。)	総務部長	市長公室長
国民保護対策 副本部長	副市長 (国民保護主管 部担当)	副市長 (国民保護主管 部担当を除く。)	総務部長	市長公室長	財務部長

(6)職員の服務基準

市は、(3)体制及び参集基準等に応じ、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7)交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の事項について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損失補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条 1 項、123 条第 1 項)
不服申し立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による該当文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

つくば市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1)防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2)関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3)関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1)県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2)県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で密接な情報の共有を図る。

(3)市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4)警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1)近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2)消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1)指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2)医療機関等との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3)関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に関する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

つくば市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

つくば市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移动通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1)警報の伝達体制の整備

市は、知事からの警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてもあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2)防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3)警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(4)国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係るサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6)民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に民間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

(7)全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)を整備する。

(8)災害情報共有システム(L-ALERT)の整備

市は、安心、安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした災害情報共有システム(L アラート)を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民(負傷した住民も同様)

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体の安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整備、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定める。

また、国民保護対策本部への安否情報の報告を円滑に行うため、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに安否情報省令第1条及び第2条に定める安否情報収集用式(様式第1号、第2号)及び安否情報報告書様式第3号の周知徹底と必要な研修・訓練を行う。

さらに、県の安否情報体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分
つくば市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1)発生日時

(2)発生場所

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害の被害状況							
つくば市	人 的 被 害				住 宅 被 害		その他
	死者 (人)	行方 不明 (人)	負傷者(人)		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷	軽傷			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	生年月日	性別	年齢	概 況

(2)担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第 5 研修及び訓練

つくば市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、つくば市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1)研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、市人事課、県自治研修所、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2)職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

＊【国民保護ポータルサイト】<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

＊【総務省消防庁ホームページ】<http://www.fdma.go.jp/>

(3)外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1)市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生す

る武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救助訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な事項については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当り、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基本的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、夜間別の人口データ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(道路網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、該当データベース)
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設リスト(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3)高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4)民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5)学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防本部、県、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1)県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ、県と調整しておく。

(2)基本的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所存する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣関官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、排水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力規制 委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制 委員会
	7 号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	原子力規制 委員会
	8 号	毒劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2)市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、警察と連携を図るものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

つくば市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設・設備の整備及び点検等

(1) 施設・設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予算措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整理等による代替性の確保に努める。

(3)復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害における被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研究会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、つくば市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

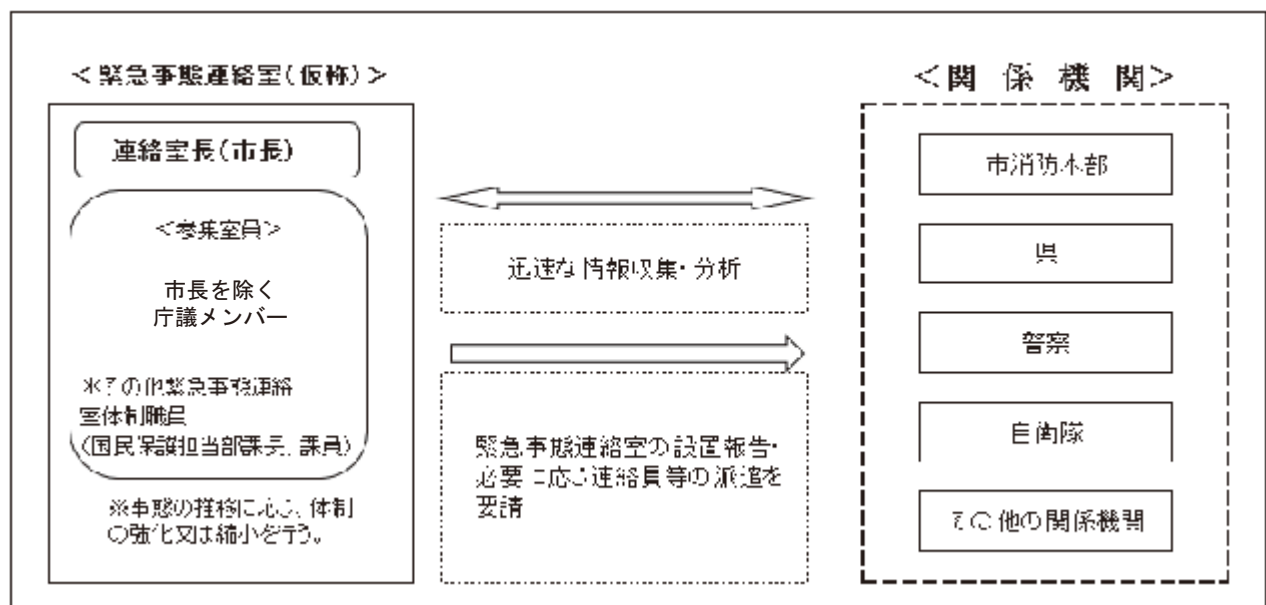
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、つくば市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室(仮称)等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室(仮称)」を設置する。「緊急事態連絡室(仮称)」は、市国民保護対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室(仮称)の構成等】



- ② 「緊急事態連絡室(仮称)」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国・県・関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室(仮称)を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2)初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室(仮称)」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においても、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3)関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

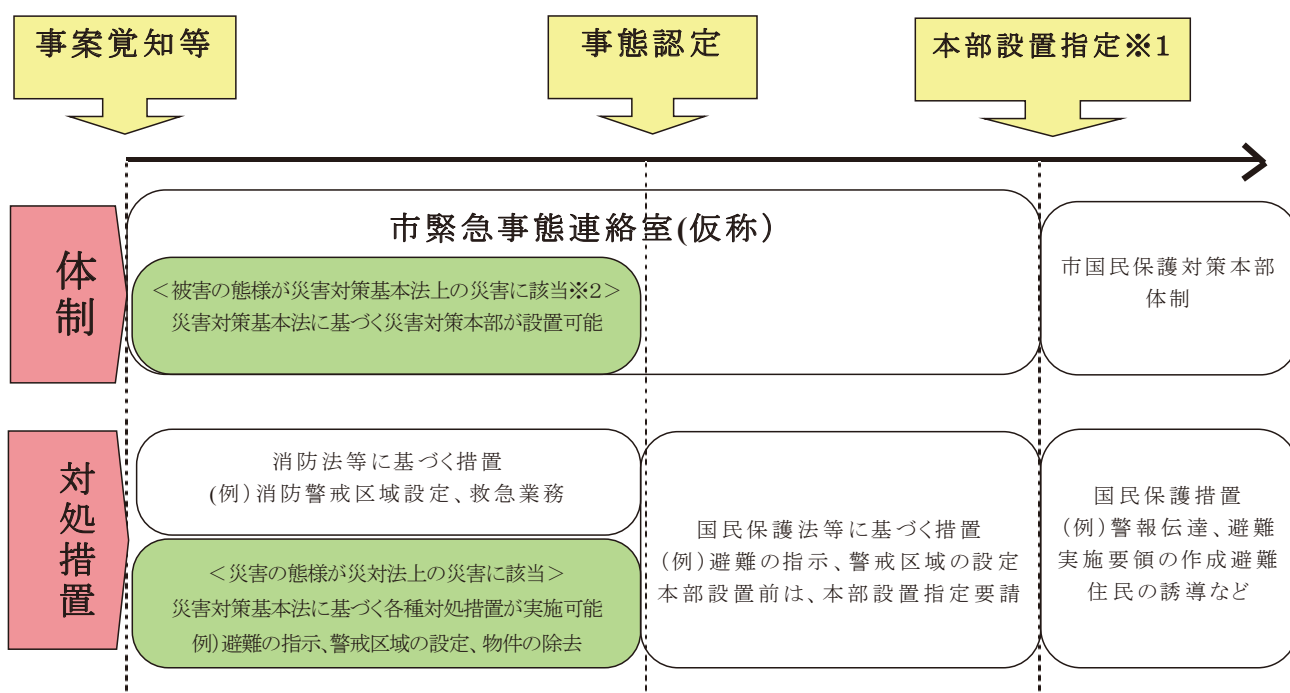
(4)対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室(仮称)」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室(仮称)」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対することを想定した法律ではなく、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な災害・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、連絡配備体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室(仮称)を設置して、即応体制を強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

つくば市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市国民保護対策本部の設置

(1)市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市国民保護対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。（事前に緊急事態連絡室（仮称）を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。）
- ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集
市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するように連絡する。
- ④ 市国民保護対策本部の開設
市国民保護対策本部担当者は、市役所防災会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。
市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第 1 順位・消防本部、第 2 順位・市民ホールくきざき）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。
また、市区域外への避難が必要で、市域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

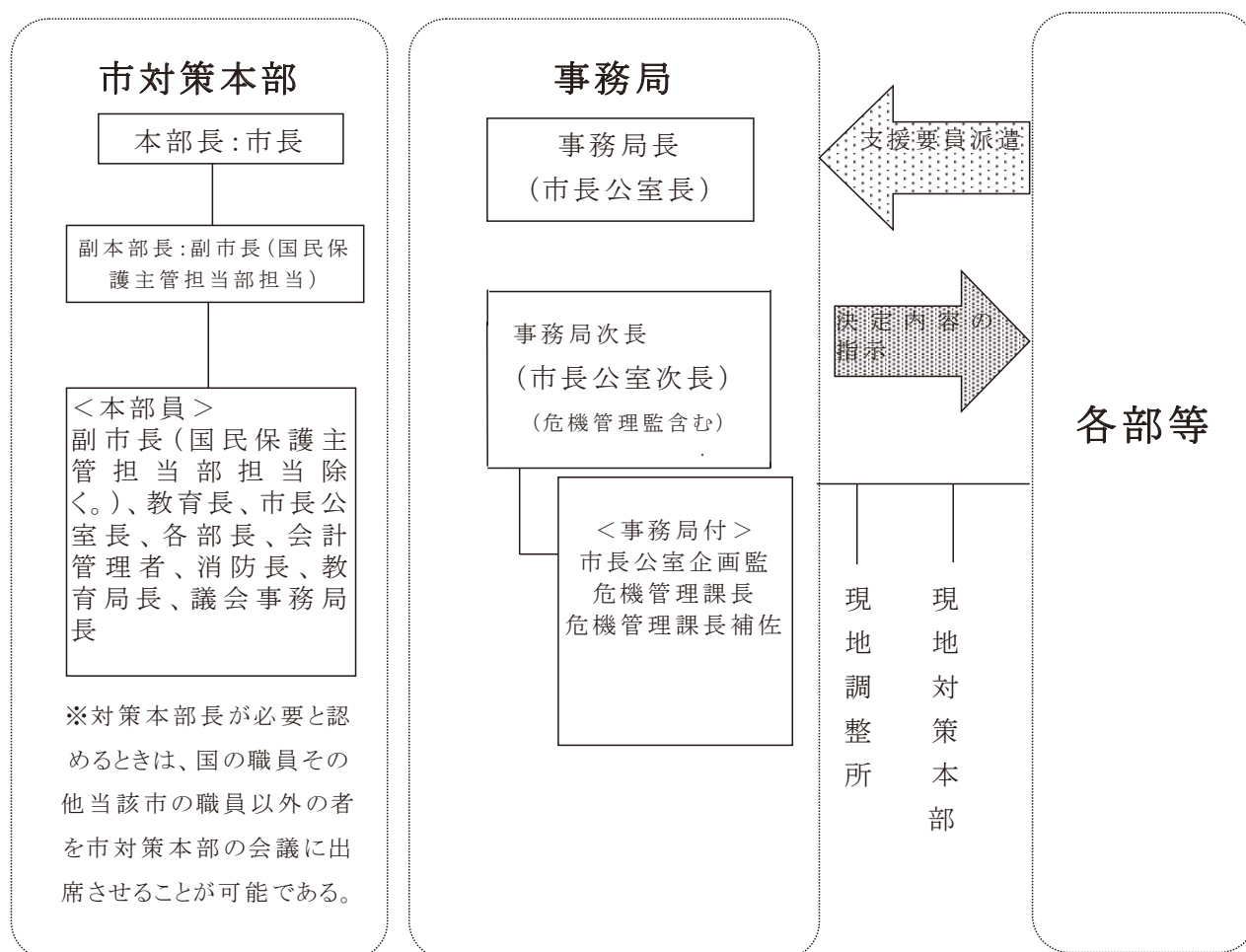
(2)市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3)市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【つくば市国民保護対策本部の組織及び機能】



【つくば市国民保護対策本部事務局及び各部等における業務】

第2編、第1章、第1市における組織体制の整備、1市の各部局における平素の業務、(市の各部局における主要業務)に準ずる。

(4)市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報責任者は広報監とする。

② 広報手段

広報誌、テレビ、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5)市現地対策本部の設置

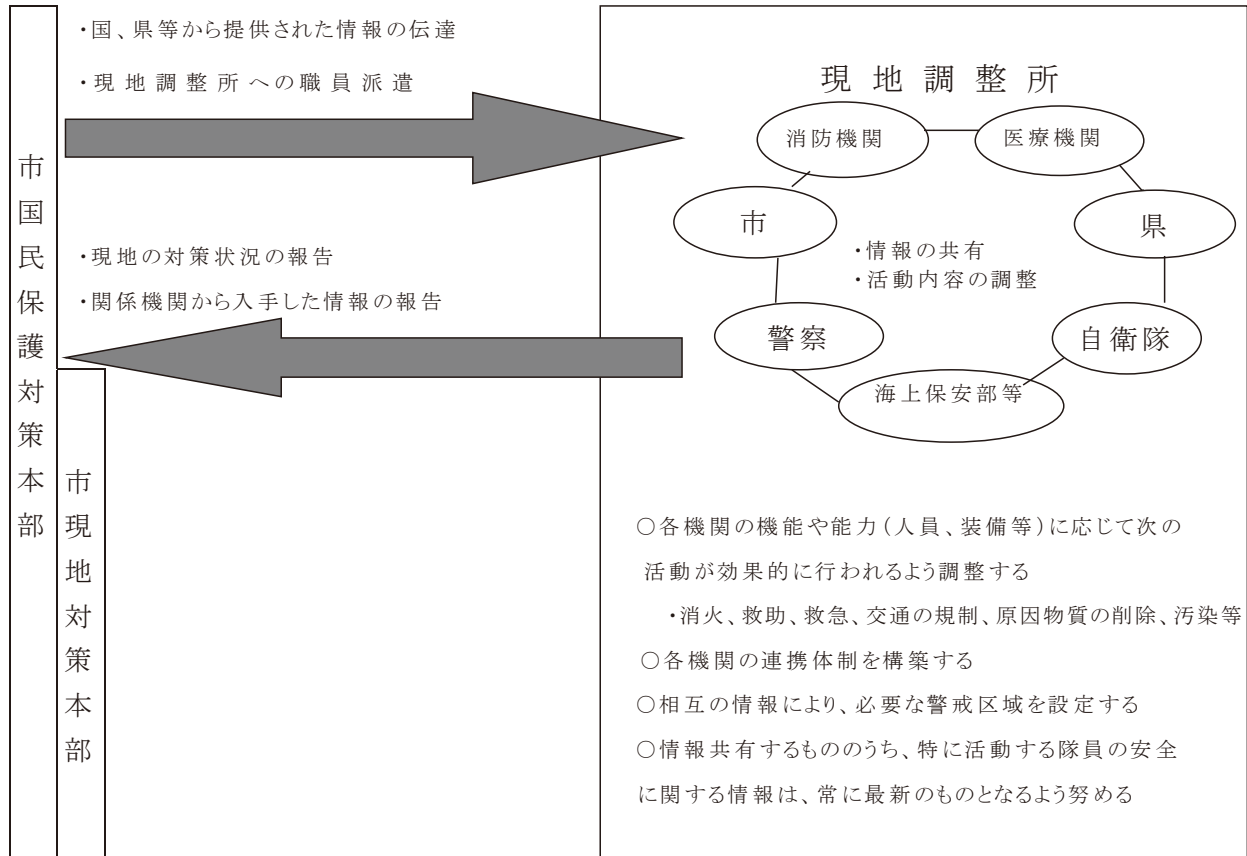
市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6)現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めたときは、現地調整所を設置し、(または関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

＜現地調整所の組織編成＞



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動や便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所にテント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くととで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処の当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るがその場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

注) : 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7)市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めたときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8)市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1)情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域との間で国民保護措置の実施に必要な情報手段を確保する。

(2)情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

つくば市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関とつくば市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めたときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて茨城地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条)により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 自衛隊の活動内容の例示
自衛隊は、武力攻撃を排除するため、国民への被害を局限化する措置に支障の生じない範囲において、以下の活動を実施する。
 - ・ 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握)
 - ・ 避難住民の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
 - ・ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等)
 - ・ 武力攻撃災害の応急復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1)他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2)県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3)事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1)他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2)指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1)自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する機材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受け入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

市は、県や関係機関等と連携し、市民、企業等から救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の援助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示

第1 警報の伝達等

つくば市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

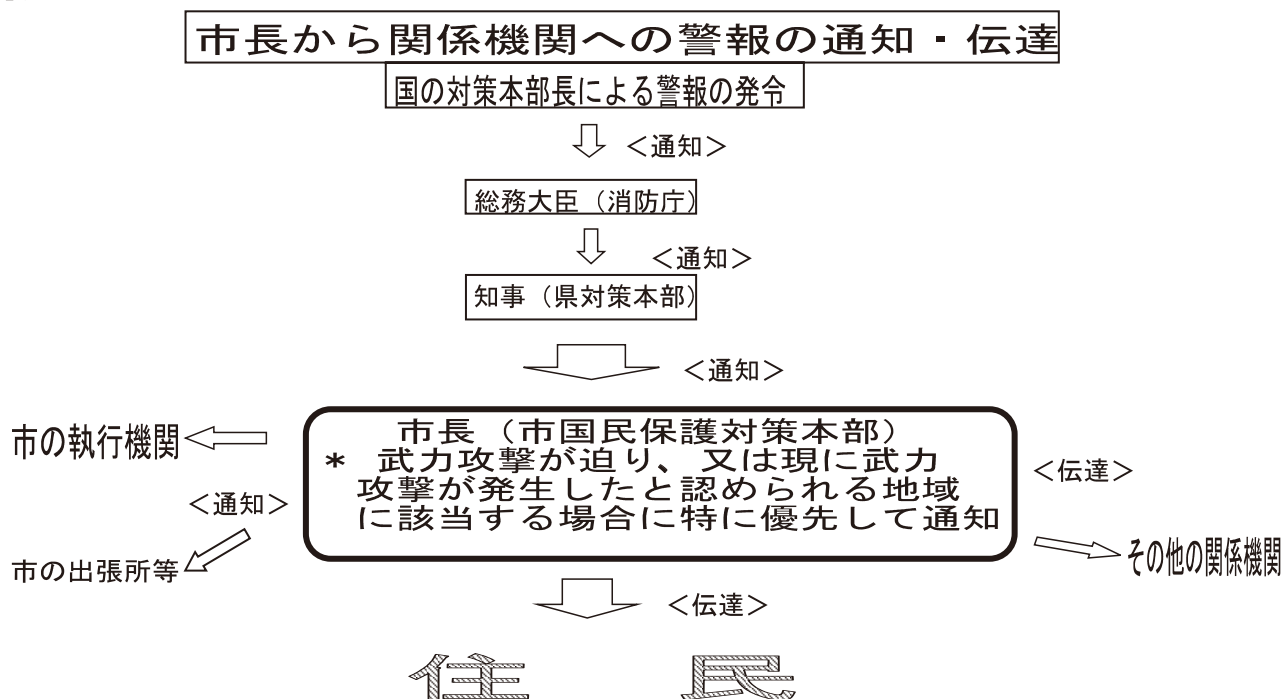
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県からの警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先・手段・伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団・自治会・社会福祉議会・農業協同組合・商工会・青年会議所・病院・学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページ（<https://www.city.tsukuba.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は緊急情報ネットワークシステム(E_{m-net})、全国瞬時警報システム(J-ALRET)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALRET)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合。
- この場合においては、原則として、同報系行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合。
- ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
- この場合において、消防本部は保有する車輛・装備を活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
- また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

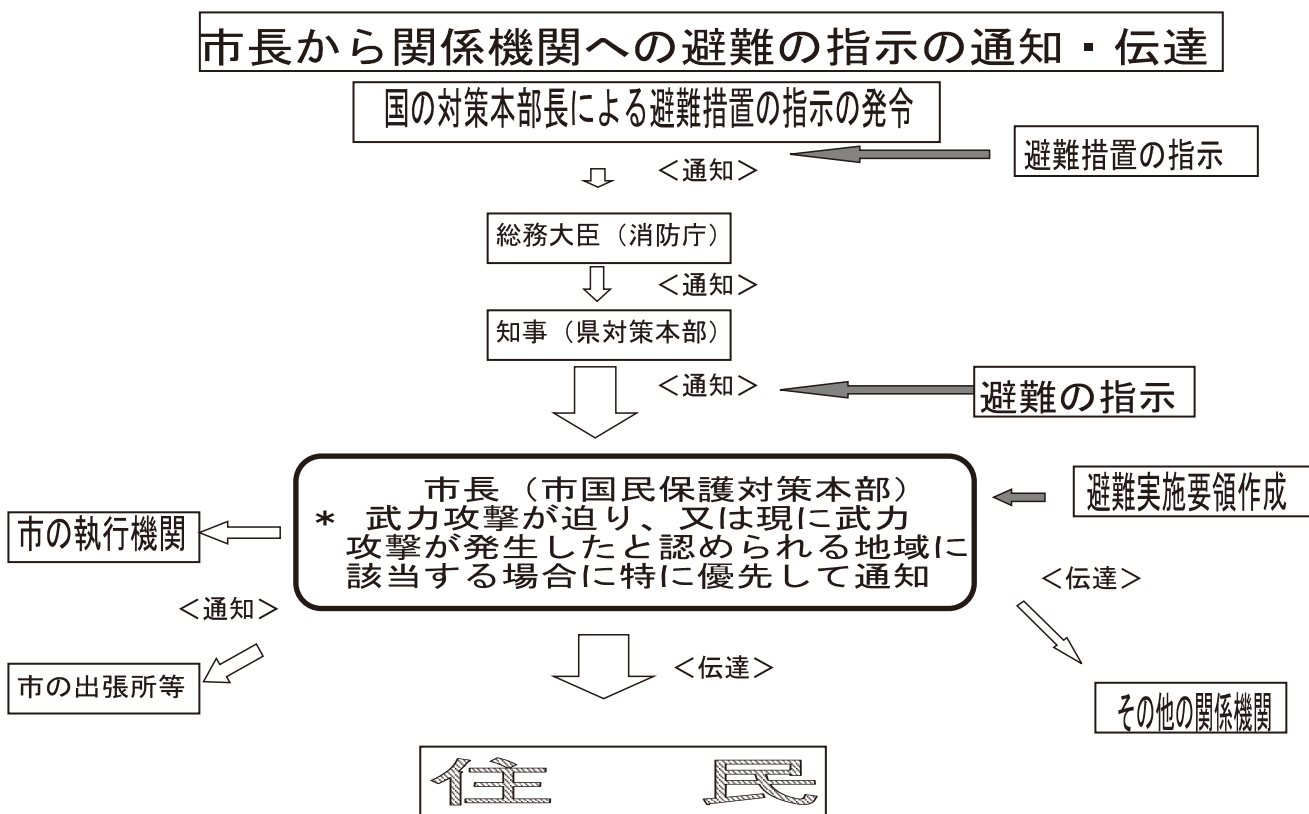
第2 避難住民の誘導等

つくば市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。つくば市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防本部、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の整備
(県との役割分担、運送業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

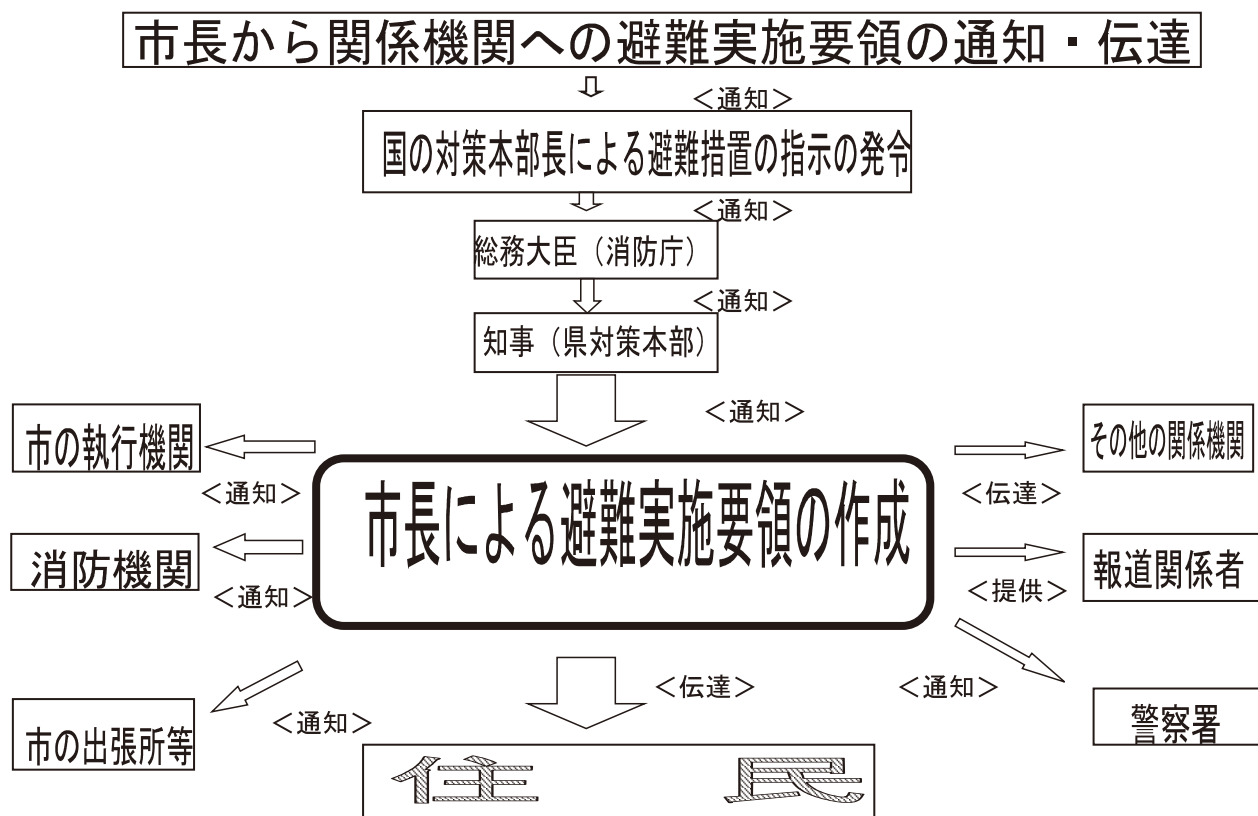
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第 6 条第 3 項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第 6 条第 4 項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3)避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車輛や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる(特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。)。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車輛等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車輛等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行なうよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運輸業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が適当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

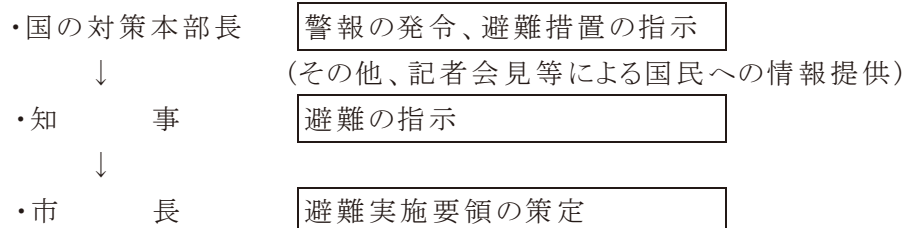
市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行なう必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行なわれることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行なわれており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防本部、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現場調整所を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体として調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行なうことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうち実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行なう。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行なう。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行なうよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委任した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

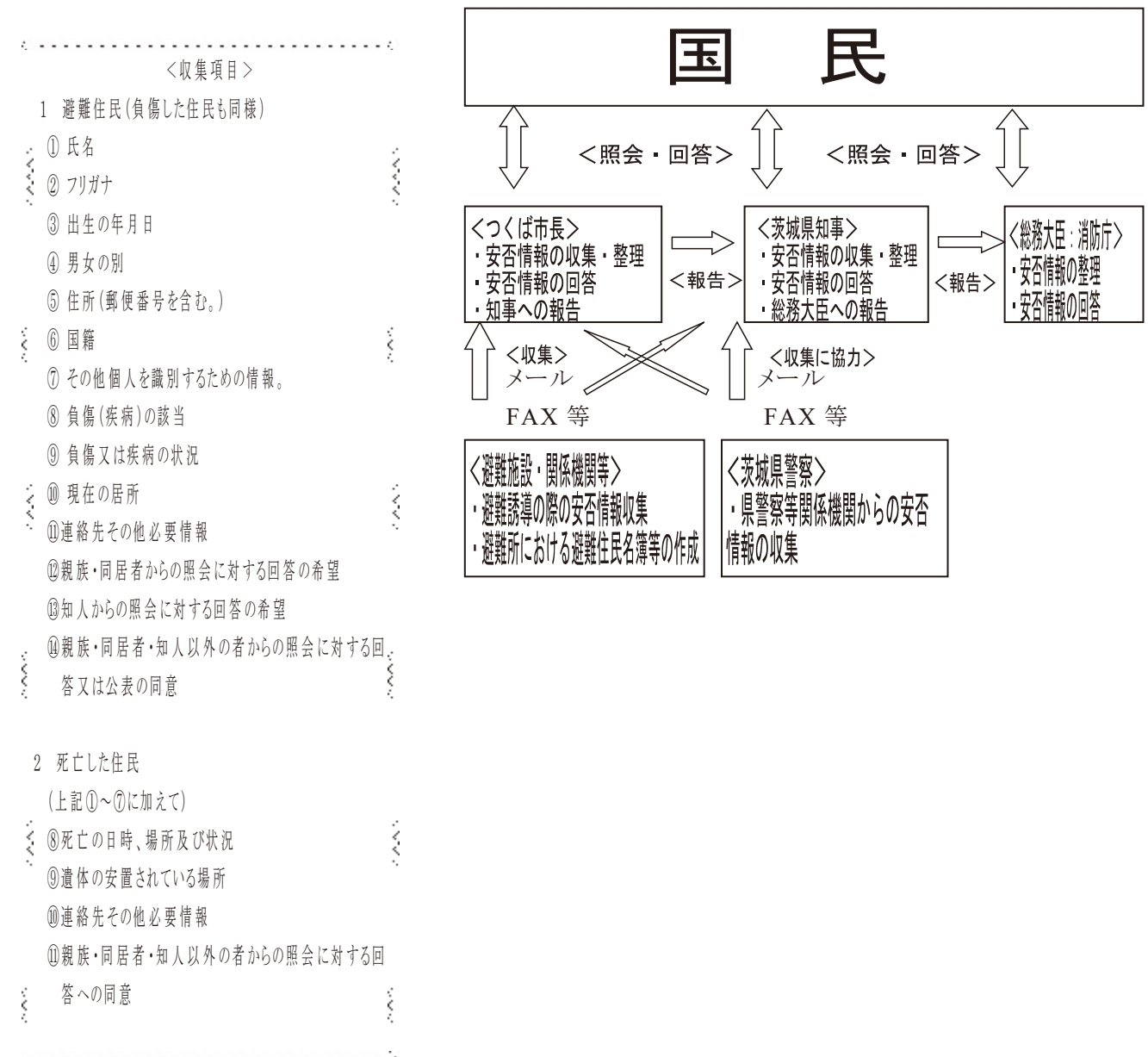
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

つくば市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

＜安否情報の収集・整理・提供の流れ＞



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報省令第1条に規定する様式第1号・様式第2号に基づき安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、各小中学校等から情報収集、警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより県に報告する。

なお、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び FAX 番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口で安否情報に省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

つくば市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する災害や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

つくば市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方が危険性が少ないと考えられるときは、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は次のような場合に行うものとする。

- ★ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が危険性が少ないと考えられるとき。
- ★ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で行動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県から情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1)警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2)警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、掲示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、消防機関等と連携して、車輛及び住民が立入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1)市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2)応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）。

4 消防に関する措置等

(1)市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3)消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4)緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連携体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県国民保護対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、自衛隊等とともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

つくば市は、生活関連施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の完全確保

(1)生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2)消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3)市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)危険物資等に関する措置命令

市長は、危険物資等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物資等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2)警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

つくば市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1)応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物資の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のため措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5)市長の権限

市長は知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当り、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中の第5号及び第6号に掲げる制限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中、第5号から第6号に掲げる制限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6)要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

つくば市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

つくば市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1)保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2)防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3)食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4)食料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行なうとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5)栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年環境省環境再生・資源局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

つくば市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

道路管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

つくば市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定されている国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定されている身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（2）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

①市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

つくば市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1)市が管理する施設及び整備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2)通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

つくば市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うとし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

つくば市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の国民保護対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対し損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類以の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

資料編

目 次

1	避難所一覧……………	1
2	指定公共機関及び指定地方公共機関一覧……………	3
3	主要医療機関一覧……………	4
4	安否情報収集様式……………	5
5	協議会委員職名・幹事職名……………	10
6	条例等……………	12

避難所一覧

(NO. 1)

番号	名 称	所在地		連絡先		備 考
				電話	FAX	
1	つくば市立大曾根小学校	〒300-3253	つくば市大曾根2917	029-864-0166	029-864-8474	
2	つくば市立前野小学校	〒300-3267	つくば市前野1367	029-864-0168	029-864-8478	
3	つくば市立要小学校	〒300-2622	つくば市要449-1	029-864-0449	029-864-8476	
4	つくば市立吉沼小学校	〒300-2617	つくば市吉沼1010	029-865-0506	029-865-0783	
5	つくば市立大穂中学校	〒300-3264	つくば市篠崎475	029-864-0167	029-864-8479	
6	つくば市立沼崎小学校	〒300-2631	つくば市沼崎1650	029-847-2304	029-047-0263	
7	つくば市立今鹿島小学校	〒300-2641	つくば市今鹿島1762	029-847-2440	029-847-0262	
8	つくば市立上郷小学校	〒300-2645	つくば市上郷2499	029-847-2017	029-847-0259	
9	つくば市立豊里中学校	〒300-2642	つくば市高野1213	029-847-2307	029-847-0264	
10	つくば市立学園の森義務教育学校	〒305-0816	つくば市学園の森2-15-1	029-846-3115	029-856-2122	
11	つくば市立谷田部小学校	〒305-0861	つくば市谷田部2938	029-836-0044	029-836-3689	
12	つくば市立谷田部南小学校	〒305-0867	つくば市境田191-1	029-838-0364	029-836-0964	
13	つくば市立みどりの学園義務教育学校	〒305-0881	つくば市みどりの中央12-1、3	029-846-2422	029-836-3020	
14	つくば市立真瀬小学校	〒300-2656	つくば市真瀬2103	029-847-6324	029-847-0257	
15	つくば市立島名小学校	〒300-2655	つくば市島名537-1	029-847-7339	029-847-0258	
16	つくば市立葛城小学校	〒305-0822	つくば市荻間689	029-856-1012	029-856-2092	
17	つくば市立春日学園義務教育学校	〒305-0821	つくば市春日2-47	029-856-3110	029-856-3112	
18	つくば市立柳橋小学校	〒305-0842	つくば市柳橋360	029-836-0110	029-836-3728	
19	つくば市立小野川小学校	〒305-0067	つくば市館野731	029-836-0163	029-836-2729	
20	つくば市立手代木南小学校	〒305-0035	つくば市松代4-24	029-851-2461	029-851-2408	
21	つくば市立二の宮小学校	〒305-0051	つくば市二の宮4-11	029-855-7746	029-858-1755	
22	つくば市立松代小学校	〒305-0035	つくば市松代3-3-1	029-852-9380	029-852-2869	
23	つくば市立東小学校	〒305-0046	つくば市東2-24	029-851-4800	029-851-4805	
24	つくば市立谷田部中学校	〒305-0861	つくば市谷田部6100	029-836-0008	029-836-3726	
25	つくば市立高山中学校	〒300-2662	つくば市下河原崎503	029-847-7325	029-847-0253	
26	つくば市立手代木中学校	〒305-0035	つくば市松代5-10	029-852-0721	029-852-1049	
27	つくば市立谷田部東中学校	〒305-0046	つくば市東2-25-1	029-855-7745	029-858-1647	
28	つくば市立栄小学校	〒305-0018	つくば市金田54	029-857-2037	029-857-6179	

(NO. 2)

番号	名 称	所在地	連絡先		備 考
			電話	FAX	
30	つくば市立桜南小学校	〒305-0043 つくば市大角豆789-1	029-851-2130	029-851-2405	
31	つくば市立栗原小学校	〒305-0001 つくば市栗原2018	029-857-2049	029-857-6315	
32	つくば市立竹園東小学校	〒305-0032 つくば市竹園3-13	029-851-2032	029-851-2254	
33	つくば市立並木小学校	〒30-50044 つくば市並木2-12	029-851-2806	029-851-2343	
34	つくば市立吾妻小学校	〒30-50031 つくば市吾妻2-16	029-851-7101	029-851-2362	
35	つくば市立竹園西小学校	〒305-0032 つくば市竹園2-19-3	029-851-7975	029-851-2364	
36	つくば市立桜中学校	〒305-0018 つくば市金田1500	029-857-2038	029-857-6342	
37	つくば市立竹園東中学校	〒305-0032 つくば市竹園3-11	029-851-3467	029-851-2385	
38	つくば市立並木中学校	〒305-0044 つくば市並木3-8	029-851-7100	029-851-2404	
39	つくば市立吾妻中学校	〒305-0005 つくば市天久保1-9-1	029-852-7751	029-851-2579	
40	(旧)つくば市立田水山小学校	〒300-4245 つくば市水守620			平成 30年 3月末 廃校
41	(旧)つくば市立田井小学校	〒300-4212 つくば市神郡1200			
42	(旧)つくば市立北条小学校	〒300-4231 つくば市北条1077			
43	(旧)つくば市立小田小学校	〒300-4223 つくば市小田3107			
44	(旧)つくば市立山口小学校	〒300-4214 つくば市山口913			
45	総合教育研究所(旧つくば市立大形小学校)	〒300-4221 つくば市大形1333-1	029-867-1080	029-867-2184	
46	(旧)つくば市立作岡小学校	〒300-4204 つくば市作谷578-2			平成 30年 3月末 廃校
47	(旧)つくば市立菅間小学校	〒300-4242 つくば市中菅間877			
48	(旧)つくば市立筑波西中学校	〒300-4204 つくば市作谷1833			平成 29年 9月末 廃校
49	(旧)つくば市立筑波東中学校	〒300-4231 つくば市北条4160			
50	つくば市立秀峰筑波義務教育学校	〒300-4231 つくば市北条5073	029-846-2611	029-867-0066	
51	つくば市立荃崎第一小学校	〒300-1245 つくば市高崎2290	029-872-0690	029-872-0596	
52	つくば市立荃崎第二小学校	〒300-1274 つくば市上岩崎1076	029-876-0059	029-876-0065	
53	つくば市立荃崎第三小学校	〒300-1255 つくば市小荃798-1	029-876-2461	029-876-2462	
54	つくば市立荃崎中学校	〒300-1255 つくば市小荃450	029-876-0050	029-876-0053	
55	つくば市立高崎中学校	〒300-1245 つくば市高崎1730	029-872-4473	029-872-4483	

【指定公共機関及び指定地方公共機関一覧】

区 分	事務又は業務の大綱
機 関 の 名 称	連 絡 先 等
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
・(国研)建築研究所	〒305-0802 つくば市立原1 029-864-2151
・(国研)産業技術総合研究所つくばセンター	〒305-8561 つくば市東1-1-1 029-861-2130
・(国研)森林総合研究所	〒305-8687 つくば市松の里1 029-873-3211
・(国研)土木研究所つくば中央研究所	〒305-8515 つくば市南原1-6 029-879-6700
・(国研)農研機構農村工学研究部門	〒305-8609 つくば市観音台2-1-6 029-838-7513
・(国研)農業・食品産業技術総合研究機構	〒305-8517 つくば市観音台3-1-1 029-838-8988
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2 旅客及び物資の運送の確保
・関東鉄道(株)つくば中央営業所	〒305-0854 つくば市上横場2365-1 029-836-1145
・首都圏新都市鉄道(株) つくば駅務管理所	〒305-0031 つくば市吾妻2-128 029-855-7108
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
・東日本電信電話(株) 茨城支店	〒310-8558 水戸市北見町8-8 029-232-4242
電気事業者	1 電気の安定供給
・東京電力パワーグリッド(株) 土浦支社	〒300-0046 土浦市千束町4-18 029-880-2212
ガス事業者	1 ガスの安定供給
・東京瓦斯(株)常総支社	〒300-1236 牛久市田宮町30-2 0570-002-211
・東京瓦斯(株)つくば支社	〒305-0817 つくば市研究学園2-1-2 029-848-5151
病院その他の医療機関	1 医療の確保
・(財)筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	〒305-0005 つくば市天久保1-3-1 029-851-3511
その他	1 救援への協力
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
・日本赤十字社茨城支部つくば市地区(社会福祉課)	〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 029-883-1111

※つくば市内の機関及びつくば市を管轄する機関

主要医療機関一覧

＜県内の災害拠点病院，救命救急センター＞

	医療機関名	救命救急センター	災害拠点病院	感染症指定医療機関	所在地	電話番号
1	日本赤十字社水戸赤十字病院	—	基幹	第2種	水戸市三の丸3-12-48	029-221-5177
2	茨城県立中央病院	—	地域	第2種	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121
3	日立総合病院	○	地域	第2種	日立市城南町2-1-1-	0294-23-1111
4	茨城県厚生農業協同組合連合会 土浦協同病院なめがた地域医療センター	○※	地域		行方市井上藤井98-8	0299-56-0600
5	(独)労働者健康安全機構 鹿島労災病院	—	地域		神栖市土合本町1-9108-2	0479-48-4111
6	茨城県厚生農業協同組合連合会 土浦協同病院	○	地域	第2種	土浦市おおつ野4-1-1	029-830-3711
7	(財)筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	○	地域	第2種	つくば市天久保1-3-1	029-851-3511
8	茨城県厚生連 JAとりで総合医療センター	—	地域	第1種	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551
9	県西総合病院	—	地域		桜川市楸田604	0296-75-3171
10	日本赤十字社古河赤十字病院	—	地域	第2種	古河市下山町1150	0280-23-7111
11	(独)国立病院機構 水戸医療センター	○	—		東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711
12	茨城県厚生連 茨城西南医療センター病院	○	—	第2種	猿島郡境町2190	0280-87-8111
13	(財)鹿島病院	—	—	第2種	鹿嶋市平井1129-2	0299-82-1271
14	(財)筑波麓仁会 筑波学園病院	—	—	第2種	つくば市上横場2573-1	029-836-1355
15	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	○	—		水戸市双葉台3-3-10	029-254-5151
16	ひたちなか総合病院	—	地域	第2種	ひたちなか市石川町20-1	029-272-5111
17	社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城 県済生会 常陸大宮済生会病院	—	—	第2種	常陸大宮市田子内町3033-3	0295-52-5151
18	(独)国立病院機構 茨城東病院	—	—	第2種	那珂郡東海村照沼825	029-282-1151

※地域救命センター

＜緊急被ばく医療体制＞

	医療機関名	被ばく医療区分	所在地	電話番号
1	(独)国立病院機構 水戸医療センター	2次	東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711
2	茨城県立中央病院	2次	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121
3	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	3次	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111

＜県内の血液センター＞

	血液センター	所在地	電話番号
1	日本赤十字社 茨城県赤十字血液センター	東茨城郡茨城町桜の郷3114-8	029-246-5566

＜県内の中毒情報センター＞

	血液センター	所在地	電話番号
1	(財)日本中毒情報センター	つくば市天久保1-1-1	029-852-9999

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷 （ 疾 病 ） の 該 当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親 族 ・ 同 居 者 か ら の 照 会 が あ れ ば 、 ① ～ ⑪ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は 、 ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知 人 か ら の 照 会 が あ れ ば ① ⑦ ⑧ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は ○ を 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ① ～ ⑪ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 又 は 公 表 す る こ と に つ い て 、 同 意 す る か ど う か ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況	
⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ① ～ ⑩ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 す る こ と へ の 同 意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪ の 同 意 回 答 者 名		連 絡 先	
同 意 回 答 者 住 所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

書告報報情否安

市町村名：_____

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑩～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所）		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

つくば市国民保護協議会委員職名

役 職 名
つくば市長
陸上自衛隊第 1 施設団第 101 施設器材隊長
県南県民センター長
県南農林事務所長
土浦土木事務所長
つくば保健所長
つくば中央警察署長
つくば北警察署長
副市長
副市長
教育長
消防長
市長公室長
総務部長
政策イノベーション部長
財務部長
市民部長
保健福祉部長
こども部長
経済部長
都市計画部長
建設部長
生活環境部長
会計管理者
教育局長
議会事務局長
東京電力パワーグリッド（株）土浦支社長
東日本電信電話（株）茨城支店長
東京瓦斯（株）常総支社長
東京瓦斯（株）つくば支社長
関東鉄道（株）つくば中央営業所長
首都圏新都市鉄道（株）運輸部つくば駅務管理所長
つくば市消防団長

つくば市国民保護協議会（幹事職名）

団 体 名		幹 事 職 名
陸上自衛隊	第1施設団第101施設器材隊	訓練班長
茨 城 県	県南県民センター	次長兼県民福祉課長
	土浦土木事務所	道路管理課長
	つくば保健所	地域保健推進室長
	県南農林事務所	総務課長
	つくば中央警察署	警備課長
	つくば北警察署	警備課長
つくば市消防本部		警防課長補佐
つくば 市	市長公室	企画監
	総務部	企画監
	政策イノベーション部	企画監
	財務部	企画監
	市民部	企画監
	保健福祉部	企画監
	こども部	企画監
	経済部	企画監
	都市計画部	企画監
	建設部	企画監
	生活環境部	企画監
	会計事務局	事務局長補佐
	教育委員会事務局	企画監
	議会事務局	議会総務課長補佐
東京電力パワーグリッド(株)	土浦支社	渉外担当
東日本電信電話(株)	茨城支店	災害対策室長
東京瓦斯(株)	常総支社	支社長
東京瓦斯(株)	つくば支社	支社長
関東鉄道(株)	つくば中央営業所	営業所副所長
首都圏新都市鉄道(株)	運輸部つくば駅務管理所	営業所副所長

*任期は、国民保護協議会委員に準ずる。

つくば市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、つくば市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の数は、40人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門委員の任期)

第7条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

つくば市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 31 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、つくば市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及びつくば市緊急対処事態対策本部（第 6 条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第 2 条 つくば市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、国民保護対策本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 本部員（副本部長である本部員を除く。以下同じ。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(国民保護対策本部の部)

第 3 条 国民保護対策本部に、部を置く。

2 部に、部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第 4 条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

（緊急処理事態対策本部への準用）

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。

この場合において、第2条第1項中「つくば市国民保護対策本部長」とあるのは、「つくば市緊急処理事態対策本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

つくば市国民保護協議会運営規程

平成 31 年 1 月 18 日

つくば市国民保護協議会運営規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、つくば市国民保護協議会条例（平成 18 年つくば市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、つくば市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第 2 条 委員は、やむを得ない事情により協議会の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事録)

第 3 条 会議の議事録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 前項の議事録は、つくば市市長公室危機管理課において作成する。

3 第 1 項の議事録に署名する委員は 2 名とし、議長が会議において指名するものとする。

(幹事会)

第 4 条 協議会に、条例第 5 条第 1 項の規定による幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事会の会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(部会)

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、部会の会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(委員の異動等の報告)

第 6 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 4 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は、後任者の職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、つくば市市長公室危機管理課においておこなう。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 18 日から施行する。